

令和元年度 リサイクル製品等認定制度 認定製品

高知県リサイクル製品等認定制度の概要

高知県では、廃棄物の発生抑制やリサイクル産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するための方策として「高知県リサイクル製品等認定制度」を平成16年度から実施しております。

廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」と、環境に配慮した取組で優れた成果を挙げている県内の「環境配慮型事業所」、地域における循環型社会の形成に貢献していると認められた「エコショップ」について県が認定を行います。

令和元年度は、リサイクル製品として1製品が認定されました。

令和元年度新規認定リサイクル製品

- 認定番号 99
- 製品名称 KFCR4号
- 品目 肥料
- 循環資源 下水汚泥、伐採材及び廃木材

○製品説明

高知県内で発生する循環資源を原料として100%利用した、農作物を育てるリサイクル肥料です。畑などに使用するとほどよい空隙ができ、柔らかな土壌づくりの助けとなります。

肥料化から販売まで担う高知生まれの”完全循環型”の肥料として、農家の方などに利用されています。

- 認定事業者名 株式会社高知リサイクルセンター
- 製造加工事業所 株式会社高知リサイクルセンター本社工場（高知市重倉924番地3）



高知県リサイクル製品等
認定制度シンボルマーク

認定日：令和2年1月23日

認定期間：3年

（認定日から3年を経過した日の属する年度末まで）

担当課：林業振興・環境部環境対策課

連絡先：TEL 088-821-4524